

G 8 サミットにおけるオープンデータに関する合意事項の概要について

本年 6 月 17-18 日に 英国ロック・アーンで開催された G 8 サミットにおいて、首脳宣言にオープンデータの推進が盛り込まれ、これを踏まえた具体的な取組内容やスケジュールについて記述された「オープンデータ憲章」と付属文書が合意された。

1. 首脳コミュニケについて（前文及びオープンデータ関係部分の仮訳：別紙 1）

サミットの議題全体に関する首脳間の合意文書であり、オープンデータの原則や基本的な取組についても規定

- (1) 「透明性」の分野において、予算及びその他政府に関する情報を容易にアクセスできる形で公開するため、オープンデータ憲章に合意
- (2) オープンデータの 5 つの原則に合意
 - ① 原則としてデータを公表する、② 質と量、③ すべての者が利用できる、④ ガバナンス改善のためのデータの公表、⑤ 技術革新のためのデータの公表
- (3) 憲章は、保健、環境、交通を含むいくつかの主要な項目にわたってオープンな政府のデータの提供を増加させ、提供されたすべてのデータが容易に使用できることを確保する。G 8 は、2015 年末までに憲章と技術的な別添を実施するための行動計画を本年に策定する。2014 年の次回会合において進捗をレビューする。

2. 「G 8 オープンデータ憲章」について（技術的な別添と併せた概要：別紙 2）

首脳コミュニケで言及された G 8 としてのオープンデータに関する原則や基本的な取組の具体的内容を規定

- (1) オープンデータが透明性の向上、よりよい公共サービス、民間の技術革新・ビジネスの創出に貢献すること等に合意
- (2) G 8 の政府により提供されるデータのアクセス、公開、再利用の基礎である以下の 5 原則に従うことに合意
 - ① 原則としてのオープンデータ
全ての政府のデータは原則としてオープンデータとして公表されるとの期待を醸成し、国から地方公共団体のデータまで広く取組の対象とする。
 - ② 質と量
時宜を得た、包括的かつ正確な質の高いオープンデータを公表する。
 - ③ すべての者が利用できる
すべての者がデータを得られ、利用できることとし、無料で、制約のないものであるべき。
 - ④ ガバナンス改善のためのデータの公表
経験の共有に努め、データ収集や公表の過程の透明性を確保する。

⑤ 技術革新のためのデータの公表

商業利用も含めデータの利用を普及するとともに、機械判読が容易な形式で公表することにより技術革新者の能力を強化する。

- (3) G8は、行動計画で示す期間内に、これらの原則を実行する。G8各国は、2015年末までに憲章と技術的な別添を実施するため、行動計画を本年に策定する。2014年の次回会合において進捗をレビューする。

3. 憲章の技術的な別添について

(1) 第1部 ベストプラクティス

憲章に掲げられた5原則について、さらに詳しく規定

(2) 第2部 共同アクション

- ① オープンデータ憲章をどのように実施するかを詳述する国別行動計画を2013年10月に公表する。2014年及び2015年に、G8説明責任ワーキンググループにより、年1回進捗を報告する。
- ② 民主主義の向上とデータの革新的再利用の促進のために価値が高い分野（14のカテゴリー）を認識し、これらのデータの着実な公開に取り組む。最初のステップとして、国の統計、地図、選挙結果、予算に関する主要なデータセットを利用可能とし、2013年12月までにそれらのデータの粒度やアクセス性の向上に取り組む。
民主主義や環境のような国の主要機能に関するオープンデータの供給を増やすために相互に努力し、2014年末までに公開することを目指す分野のデータセットを、2013年12月までに特定する。
- ③ G8各国のオープンデータのメタデータのマッピング（一覧表）を作成・公表し、維持管理する。

4. 合意文書を受けて今後必要となる取組

(1) 我が国の行動計画の作成

「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」等も踏まえ、データカタログの試行版の開設や優先してオープンデータ化に取り組むデータセット等を盛り込んだ行動計画を、本年10月までに作成する。統計、地図、選挙結果、予算のデータについては、各省ホームページでの公開は既に実施済みであり、データの粒度やアクセス性の向上の取組の内容について検討し、着手する。（取組の一つとして、データカタログへの登録などが考えられる。）

(2) 2014年末までの公開を目指す分野の特定

2014年末までの公開を目指す分野について、関係府省で検討し、2013年12月までに特定する。（場合によっては他のG8諸国との調整もありうると思われる。）

（以上）

2013 G8 ロック・アーン・サミット 首脳コミュニケ

(仮訳:本文中のオープンデータ関連部分)

前文

1. G8 首脳として、我々は、永続的な成長及び安定の基礎として、開かれた経済、開かれた社会及び開かれた政府にコミットする。我々は、本日、安全かつ繁栄した世界を確保する役割を果たすため具体的な措置に合意した。

2. 我々は、引き続き経済が不確実な時に会合した。我々にとり急務の優先事項は、成長の促進並びに雇用、特に若者及び長期失業者向けの雇用である。我々は、需要を下支えし、国家財政を確保し、成長促進のために経済を改革することにより、引き続き世界的な景気回復をはぐくむ。

3. 我々の経済は、世界経済のおよそ半分を占めており、世界の繁栄を支える責任を有する。我々は、次の3つの分野での行動に合意する:

●貿易-(略)

●税制-(略)

●透明性—政府及び企業に対し人々が説明を求める能力強化。我々は、予算及びその他政府に関する情報を、容易にアクセスできる形で公開するため、変革的なオープンデータ憲章に合意した。我々は、採取産業の支出をより透明性の高いものにするための世界共通の基準に向け前進する。また、我々は、貧困と支援への依存から抜け出す手段を提供するため、天然資源が豊富な国が採取歳入をより良く管理するよう共に取り組む。

(中略)

オープンデータ

46. オープンな政府データは、情報時代の不可欠な資源である。データを公共の場に移すことは、市民の生活を向上させ、また、これらデータへのアクセスを拡大することは、技術革新、経済成長及び良い雇用の創出を促進し得る。政府のデータを原則として一般に入手可能とし、機械判読可能で、容易にアクセス可能かつ開かれた形式にて無償で再利用可能とすること及び公衆がその内容や意味を容易に理解できるようにこれらのデータを明確に説明することは、民間部門の技術革新者、起業家、そして非政府組織による技術革新のための新たな原動力となる。オープンデータもまた、国々によりどのように天然資源が使われるか、どのように採取収入が使われるか、そしてどのように土地が取引され管理されるかについて認識を高める。

47. 我々は、本日、以下の原則を含むオープンデータ憲章に合意し、公表した。

- 原則としてデータを公表する — 政府データが、プライバシーを引き続き守りつつ、オープン

に公表されるとの期待を醸成する。

- 質と量 — 質の高い、時宜を得た、そして十分に説明されたオープンデータを公表する。
- すべての者が利用できる — 可能な限り多くのデータを可能な限り多くの種類のオープンな形式で公表する。
- ガバナンス改善のためのデータの公表 — 専門性を共有し、データ収集、基準及び公表プロセスに関して透明性を確保する。
- 技術革新のためのデータの公表 — 利用者と協議し、将来の世代の技術革新者の能力を強化する。

48.このオープンデータ憲章は、保健、環境及び交通を含むいくつかの主要な項目にわたってオープンな政府データの提供を増加させ、民主的なプロセスを支持し、そして提供されたすべてのデータが容易に使用できることを確保する。我々は、他国に対してこの憲章を採用することを奨励する。G8 各国は、遅くとも 2015 年末までにこの憲章及びその技術的な別添を実施するための国別行動計画を本年末までに策定する。我々は、2014 年の我々の次回会合において進ちよくをレビューする。

49. オープンデータ憲章原則に従いつつ、G8 による開発援助についての透明性のあるデータもまた、説明責任のために不可欠である。我々は皆、OECD の開発援助委員会 (DAC) による債権国報告システム (CRS) 及び国際援助透明性イニシアティブ (IATI) の双方を含む、援助透明性に関する釜山共通基準を 2015 年までに実施することに合意している。G8 の更なる指導力を示すため、G8 各国による開発援助についてのデータが、オープンで、時宜を得ており、包括的で、そして比較可能であることを確保する。

50. G8 諸国は、長期にわたって透明性に関する釜山共通基準を、それぞれの開発金融機関及び国連気候変動枠組条約の下での気候変動資金に関する報告と統合的な形で国際的な気候変動に関する公的資金フローに適用していくべきである。

(以下略)

オープンデータ憲章 (概要)

世界は、データや情報を駆使した技術や社会メディアにより促進された国際的な動きの加速を目の当たりにしている。これは、より説明可能で、効率的且つ責任のある実効的な政府やビジネスを構築し、そして経済成長を促す大きな可能性をもたらす。

オープンデータは、この世界的な動きの中心に位置する。

データへのアクセスは、人や組織が生活を改善し、国内及び国家間の情報の流れを改善するための視点やイノベーションを進化させていく。政府及びビジネスは、幅広い範囲のデータを収集するものの、人々が利用しやすい形で必ずしも共有していない。

これは、失われた機会である。

人々は、情報やサービスを、利便性をもって、電子的に入手できることを期待しており、政府情報もその一つ。また、オープンデータは、自国の天然資源がどのように使われ、採取産業の収益が使用され、土地がどのように取引され、また利用されているかといった認識を向上させる。これらは、説明責任や良きガバナンスを促進させ、人々の議論を促進し、汚職への闘いを支援する。また、G 8 の開発援助における透明性のあるデータは、説明責任の点から不可欠である。

政府のデータへのアクセスを提供することは、個人、メディア、市民社会及びビジネス界に、保健、教育、安全、環境保護やガバナンスといった公共サービスを、より良く行わせるための機会を与えることになる。オープンデータは、以下によってこれらを行うことができる。

- ・ 公金の使途の開示により、更なる効率的な使用を動機付ける
- ・ 人々がサービスやその水準についての詳細な情報の入手を可能にする

無料の政府データは、人々がより快適な現代生活を送るための手段や製品を作るために活用することが出来、ひいては、民間部門での改革のための触媒と

なり、新規の市場、ビジネス及び雇用を創出することを支援する。我々は、オープンデータが、技術革新と繁栄を可能にし、また、市民のニーズに合致した、強固かつ相互に繋がった社会を構築していくための大きな可能性をもった未開発の資源であることに合意する。

そのため、我々は、以下の原則に合意する。

- ・原則としてのオープンデータ
- ・質と量
- ・すべての者が利用できる
- ・改善したガバナンスのためのデータの公表
- ・技術革新のためのデータの公表

我々は、それぞれの国内の政治的・法的枠組みの中で取り組みつつ、技術的なベストプラクティスや国内行動計画に設定された時間軸に従って、これらの原則を履行していく。G8各国は、年末までに、この原則を履行するための活動計画を策定し、2014年の次回会合で、進ちよく評価を行う。

我々は、他の国及び多数国間機関にもこの憲章の検討を呼びかける。

原則1：原則としてのオープンデータ

- ・データによっては、公表出来ないという合理的な理由があることを認識しつつ、この憲章で示されているように、政府のデータすべてが、原則として公表されるという期待を醸成する。

原則2：質と量

- ・時宜を得た、包括的且つ正確な質の高いオープンデータを公表する。
- ・データの情報は、多言語に訳される必要はないが、平易且つ明確な言語で記述されることを確保する。
- ・データが、強みや弱みや分析の限界など、その特性がわかるように説明されることを確保する。
- ・可能な限り早急に公表する。

原則3：すべての者が利用できる

- ・幅広い用途のために、誰もが入手可能なオープンな形式でデータを公表する。
- ・可能な限り多くのデータを公表する。

原則4：ガバナンス改善のためのデータの公表

- ・オープンデータの恩恵を世界中の誰もが享受出来るように、技術的専門性や経験を共有する。
- ・データの収集、基準及び公表プロセスに関して透明性を確保する。

原則5：イノベーションのためのデータの公表

- ・オープンデータ・リテラシーを高め、オープンデータに携わる人々を育成する。
- ・将来世代のデータ技術革新者の能力を強化する。

パート1—ベストプラクティス

原則1：原則としてのオープンデータ

- ・公共への趣旨説明の中で我々のオープンデータの扱いを知らせる。
- ・国内の活動計画を公表する。
- ・国内のポータルサイトにデータを公表する。

原則2：質と量

- ・しっかりした一貫性のあるメタデータ（データに関する属性情報を説明するデータ）の使用
- ・最新の主要なメタデータの解説の最新化の公表及び更新
- ・十分に具体化されたデータの確保
- ・データ利用者からの意見の聴取

原則3：すべての者が利用できる

- ・便利で開かれたフォーマットでデータを利用可能にする

原則4：改善されたガバナンスのためのデータの公表

- ・民間組織や個人とのつながりを構築する
- ・我々のデータ水準について情報開示する
- ・オープンデータに関する作業における我々の経験を記録する

原則5：イノベーションのためのデータの公表

- ・著作権を尊重しつつオープン・ライセンスを使用したデータの発出を支持する
- ・データをまとめて機械判読できることを確保する
- ・アプリケーション・プログラミング・インターフェースを使用してデータを公表する
- ・データの革新的な使用方法を促進する

パート 2—共同アクション

行動 1 : G 8 国内行動計画

- ・国内体制に沿ったオープンデータ憲章の履行のための各国個別の行動計画の発表（2013年10月）
- ・年一回の履行報告（2014年10月及び2015年）

行動 2 : 高付加価値データの公開

- ・高付加価値データの履行及び開発の促進
- ・「原則としてのオープンデータ」及び「質と量」のそれぞれの原則に従って、特定の優先分野のデータの漸進的な公表に取り組む
- ・統計、地図、国政選挙、国家予算の主要データセットの作成（2013年6月より）
- ・2013年12月までに共通のデータセットの設定を行う
- ・国内体制に従い、その他のデータの公開に関する国内的な活動計画を作成する（2013年10月）

行動 3 : メタデータのマッピング

- ・G8のメタデータのマッピングの取組の継続（2013年6月）